

野々市市創生推進本部設置要綱

制 定 平成 27 年野々市市告示第 1 号
(平成 27 年 1 月 21 日)

(設置)

第 1 条 野々市市において安定した人口構造を保持し、将来にわたって活力ある地域を維持するための全庁的な施策推進を図るため、野々市市創生推進本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 創生本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 野々市市において、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）第 2 条に掲げる基本理念を達成するための施策及び事業の企画立案に関すること。
- (2) 法第 10 条の規定に基づく、野々市市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関すること。
- (3) その他安定した人口構造を保持するために必要な総合調整に関すること。

(組織)

第 3 条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、会務を総理し、創生本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 創生本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会等の設置)

第 6 条 本部長は、必要に応じて創生本部の下部組織として部会、ワーキンググループ等を設置することができる。

(設置期間)

第 7 条 創生本部の設置期間は、総合戦略の策定が完了する日までとする。

(庶務)

第 8 条 創生本部の庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。